

## 臨床検査技師国家試験出題基準の利用法

臨床検査技師国家試験は、臨床検査技師等に関する法律の第 11 条に基づいて行われる。

その内容を具体的な項目に拠って示したのが、臨床検査技師国家試験出題基準である。臨床検査技師国家試験の妥当な範囲と適切なレベルを確保するため、臨床検査技師試験委員はこの基準に拠って出題する。

なお、当該出題基準は養成所の卒業前の教育で扱われる内容の全てを網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものではない。

利用者は以下の項目ごとの分類に従う。

1. 見出し（章）、見出し（節）、大項目、中項目、小項目に分類する。
  - (1) 見出し（章）は試験科目名とする。また、見出し（節）、は臨床検査技師学校養成所指定規則に定める教育内容を示す。
  - (2) 大項目は中項目を束ねる見出しとする。
  - (3) 中項目は、臨床検査技師国家試験の出題範囲とする。
  - (4) 小項目には、中項目の内容を例示する。
    - ① 中項目に関連する主たる項目の範囲を示す。
    - ② 標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容は出題範囲となる。
  - (5) 備考は、中項目および小項目に関する内容のうち、臨床検査技師にとって必要な事項（特徴的所見を含む）を記載する。ただし、出題範囲を限定するものではない。
2. その他
  - ( ) : 省略しても意味または分類の変わらない語  
例 ; 蛋白 (質)
  - < > : 直前の語の言い換えまたは説明  
例 ; 後天性免疫不全症候群<AIDS>、アロ抗原<MHC を含む>
  - [ ] : < >の中にく >がある場合の大きい括り